## 下京区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第 1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示します。 令和5年10月27日

下京区選挙管理委員会 委員長 鎌 田 髙 雄

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第23投票区	第1投票区~第22投票区及び	
		第24投票区	
変更後	第9投票区	第1投票区~第8投票区及び	令和5年
		第10投票区~第24投票区	10月18日変更

(下京区選挙管理委員会事務局)